

計算書類に対する注記(法人全体用)

令和 4年 3月31日現在

1. 継続事業の前提に関する注記

当法人は、平成30年3月期より、5期連続、介護保険事業収益の減少等により、当期活動増減差額がマイナスとなっております。その結果、法人の純資産の減少が発生しております。当法人は当該状況を解消すべく、費用削減及び増床を実行しており今後の収支の改善が見込まれます。

しかしながら、これらの対応策は実施途上であり、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、計算関係書類等は継続事業を前提として作成しており、継続事業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算関係書類等に反映しておりません。

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法を実施している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有限固定資産(リース資産を除く)

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

当法人は、定額法による減価償却を実施している。

③ リース資産

当法人は、ファイナンス・リース取引にかかるリース資産について定額法による減価償却を実施している。

(3) 徴収不能引当金の計上基準

当法人は、期末時の債権残高のうち1年を超える期間にわたり未徴収の債権の全額及びその他の債権残高に対して過去の徴収不能額の発生割合に応じた金額を徴収不能引当金として計上することとしている。

(4) 賞与引当金の計上基準

当法人は、決算日後最初に支給する賞与の支払いに備えるため、当該支給予定額のうち、当年度に帰属する期間に相当する金額を賞与引当金に計上している。

(5) 退職給付引当金の計上基準

当法人は、東京都社会福祉協議会の退職共済制度加入者に対する退職給付引当金について期末在籍者に係る掛金累計額を退職給付引当資産に計上すると共に、同額を退職給付引当金に計上している。

(6) 国庫補助金等特別積立金の設定と取崩について

当法人は、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成28年3月31日厚生労働省令第79号、最終改正平成28年11月11日厚生労働省令第168号、以下「会計基準省令」という。)に基づき、施設・設備整備に対して国庫補助金等の交付を受けている場合には、当該資産部分に相当する金額を国庫補助金等特別積立金として純資産の部に計上し、当該資産部分の費用化に伴い、取崩を実施している。

(7) 消費税等の取扱い

当法人は、消費税等の会計処理として、税込方式によっている。

3. 重要な会計方針の変更

該当する事項はない。

4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、職員(注)の退職金の支給に備えるため、東京都社会福祉協議会が定款第2条第14号に基づき運営する「東京都社会福祉協議会従事者共済会」に加入している。

また、平成18年3月31日以前から在籍する者については福祉医療機構が運営する社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく退職手当共済制度に加入している。

(注)就業規則第3条に規定する職員

5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

当法人では、事業区分が社会福祉事業のみのため、作成していない。

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、拠点区分が武蔵野館拠点のみのため、作成していない

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない

(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 武蔵野館拠点(社会福祉事業)

「法人本部」

「介護老人福祉施設事業 特別養護老人ホーム武蔵野館」

「短期入所事業 短期入所生活介護武蔵野館」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

| 基本財産の種類 | 前期末残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 当期末残高 |
|---------|-------------|------------|------------|-------------|
| 土地 | 507,612,080 | 0 | 0 | 507,612,080 |
| 建物 | 221,276,548 | 56,770,051 | 12,282,995 | 265,763,604 |
| 合計 | 728,888,628 | 56,770,051 | 12,282,995 | 773,375,684 |

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当する事項はない。

8. 担保に供している資産

担保に供している資産は以下のとおりである。

| | |
|----------|---------------|
| 土地(基本財産) | 507,612,080 円 |
| 建物(基本財産) | 265,763,604 円 |
| 計 | 773,375,684 円 |

担保に供している債務の種類および金額は以下のとおりである。

| | |
|-----------------------|--------------|
| 設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む) | 61,000,000 円 |
| 計 | 61,000,000 円 |

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

| | 取得価額 | 減価償却累計額 | 当期末残高 |
|----------|-------------|-------------|-------------|
| 建物(基本財産) | 642,608,981 | 376,845,377 | 265,763,604 |
| 構築物 | 1,014,939 | 39,667 | 975,272 |
| 機械及び装置 | 1,706,750 | 1,706,748 | 2 |
| 器具及び備品 | 29,293,408 | 21,757,232 | 7,536,176 |
| 有形リース資産 | 34,300,080 | 23,766,887 | 10,533,193 |
| 合計 | 708,924,158 | 424,115,911 | 284,808,247 |

(1) リース取引関係

① ファイナンス・リース取引

(ア) 有形リース資産の内容

トヨタハイエース及びナースコールである。

(イ) リース資産の減価償却の方法

2. 重要な会計方針(2) 固定資産の減価償却の方法に記載の通りである。

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

| | 債権額 | 徴収不能引当金の 当期末残高 | 債権の当期末残高 |
|-------|------------|-------------------|------------|
| 事業未収金 | 16,406,191 | 0 | 16,406,191 |
| 未収金 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 16,406,191 | 0 | 16,406,191 |

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当する事項はない。

12. 関連当事者との取引の内容

該当する事項はない。

13. 重要な偶発債務

該当する事項はない。

14. 重要な後発事象

該当する事項はない。

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当する事項はない。

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当する事項はない。